

「取引所為替証拠金取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(平成22年2月1日)

現 行	変 更 後
<p>(表紙)</p> <p>取引所為替証拠金取引説明書 (新 設) 平成21年11月 <u>社団法人金融先物取引業協会</u></p> <p>(前文)</p> <p>取引所為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。</p> <p>(目次下)</p> <p><u>当社の概要については、別紙をご参照下さい。</u></p> <p>(取引所為替証拠金取引の仕組みについて)</p> <p>☆証拠金</p> <p>(1) 証拠金の計算方法</p> <p>証拠金額は、一律方式により計算されます。同一通貨の組合せで売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、建玉数量の多い方の建玉に対してのみ証拠金額が計算されます。</p> <p>(7) ロスカットの取扱い</p> <p>金融商品取引業者は、顧客の損失が証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、顧客の計算において転売又は買戻しを行うことができます。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(表紙)</p> <p>取引所為替証拠金取引説明書 <u>(東京金融取引所)</u> 平成22年2月 (削 除)</p> <p>(前文)</p> <p><u>東京金融取引所の取引所為替証拠金取引</u> (以下「取引所為替証拠金取引」といいます。) をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。</p> <p>(目次下)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取引所為替証拠金取引の仕組みについて)</p> <p>☆証拠金</p> <p>(1) 証拠金の計算方法</p> <p>証拠金額は、一律方式により計算されます。同一通貨の組合せで売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、建玉数量の多い方の建玉に対してのみ証拠金額が計算されます。 <u>一律方式では、建玉数量1枚につき取引所が定める一定の円通貨額を掛けた金額に、建玉の値洗い及び決済による評価損益の累積額、ロールオーバーに伴い発生したスワップポイントの累積額を加算又は減算して証拠金所要額とします。</u></p> <p>(7) ロスカットの取扱い</p> <p>金融商品取引業者は、顧客の建玉を決済した場合に生じることとなる損失の額 (値洗いによる評価損益及びスワップポイントを加減します。) 証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、顧客の計算において転売又は買戻しを行うことができます。 (<u>「ロスカットルール」といいます。</u>) ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。</p> <p>(9) 証拠金の管理</p> <p><u>顧客が差し入れる証拠金は、東京金融取引所に預託することにより、金融商品取引業者の資金とは区分</u></p>

現 行	変 更 後
<p>(9)～(10) (省 略)</p> <p>☆決済時の金銭の授受</p> <p>(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。<u>クロス取引の通貨の場合は、決済がなされた取引日の対円取引の当日清算価格で円通貨額を確定します。</u></p> <p>☆益金に係る税金</p> <p>個人が行った取引所為替証拠金取引で発生した益金（手仕舞いで発生した売買差益及びスワップポイント収益）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。</p> <p>税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。</p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> <p>(金融商品取引業者への取引の委託の手続きについて)</p> <p>(1) 取引の開始</p> <p>b. 為替証拠金取引口座の設定</p> <p>取引所為替証拠金取引の開始に当たっては、あ</p>	<p><u>されるとともに、東京金融取引所においても同取引所の資産と区分して管理されます。</u></p> <p><u>顧客から預託を受けた証拠金が金融商品取引業者に滞留する場合は、株式会社三井住友銀行における金銭信託により、金融商品取引業者の自己の資金とは区分して管理します。</u></p> <p>(10)～(11) (現行どおり)</p> <p>☆決済時の金銭の授受</p> <p>(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。</p> <p>・クロス取引の通貨の場合</p> <p><u>{10,000通貨単位×約定価格差（通貨単位）+累積スワップポイント（通貨単位）}×取引数量</u></p> <p><u>(注) 決済がなされた取引日の対円取引の当日清算価格で円通貨額を確定します。</u></p> <p>☆益金に係る税金</p> <p>個人が行った取引所為替証拠金取引で発生した益金（手仕舞いで発生した売買差益及びスワップポイント収益をいいます。<u>以下、同じ。</u>）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。</p> <p><u>法人が行った取引所為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</u></p> <p><u>金融商品取引業者は、顧客の取引所為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</u></p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p> <p>(金融商品取引業者への取引の委託の手続きについて)</p> <p>(1) 取引の開始</p> <p>b. 為替証拠金取引口座の設定</p> <p>取引所為替証拠金取引の開始に当たっては、あ</p>

現 行	変 更 後
<p>らかじめ金融商品取引業者に為替証拠金取引口座の設定に関する約諾書を差し入れ、為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類のご提示を<u>いただくことがあります。</u></p>	<p>らかじめ金融商品取引業者に為替証拠金取引口座の設定に関する約諾書を差し入れ、為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類を<u>ご提示していただきます。</u></p>
<p>(4) 建玉の保有又は終了の方法</p> <p>既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとして取引数量分をあらかじめ指定した建玉から減じる方法又は既存の建玉との両建てとし、後で申告することにより建玉を減じる方法（指定決済法）のどちらかを選択します。指定決済法を選択する場合は、建玉が両建てとなる期間、<u>指定により建玉を減じる際に手数料を徴収しますので、顧客にとっては、手数料および売り気配と買い気配の спреッドを二重に負担することになります。また、預託が必要な証拠金額が転売又は買戻しとするよりも多くなります。</u></p>	<p>(4) 建玉の保有又は終了の方法</p> <p>既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとして取引数量分をあらかじめ指定した建玉から減じる方法又は既存の建玉との両建てとし、後で申告することにより建玉を減じる方法（指定決済法）のどちらかを選択します。指定決済法を選択する場合は、建玉が両建てとなる期間、<u>預託が必要な証拠金額が転売又は買戻しとするよりも多くなります。</u></p>
<p>(9) 取引残高、建玉、証拠金等の報告</p> <p>金融商品取引業者は、取引状況をご確認いただくため、顧客から請求があった場合は取引成立のつど、顧客からの請求がない場合は四半期ごと（取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。）に顧客の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、顧客に交付します。</p>	<p>(9) 取引残高、建玉、証拠金等の報告</p> <p>金融商品取引業者は、取引状況をご確認いただくため、顧客から請求があった場合は取引成立のつど、顧客からの請求がない場合は四半期ごと（<u>残高があるものの</u>取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。）に顧客の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、顧客に交付します。</p>
<p>(取引所為替証拠金取引及びその委託に関する主要な用語)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロスカット</li> </ul> <p>顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、<u>リスク管理のため、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。</u></p>	<p>(取引所為替証拠金取引及びその委託に関する主要な用語)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロスカット</li> </ul> <p>顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。</p>
<p>(金融商品取引業者である当社の概要等)</p> <p>◇代表者氏名：代表取締役社長 <u>石井 秀明</u></p>	<p>(金融商品取引業者である当社の概要等)</p> <p>◇代表者氏名：代表取締役社長 <u>川路 猛</u></p>
<p style="text-align: right;"><u>平成21年11月2日</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行	変 更 後
<p>(委託手数料)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成21年11月2日</u></p>	<p>(委託手数料)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成22年2月1日</u></p>